

① 牛肉

4県（岩手、宮城、福島、栃木）では、農家ごとに3か月に1回程度検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1回程度検査。

なお、過去3年間に於いて基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されることがない農家で飼養される牛で、飼料の流通・利用の自粛対象外であるほ場で生産された飼料又は輸入飼料のみが給与され、かつ、自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置が取られていることを県が確認し、検査の必要がないと認める牛については検査を要しないことができる。

② 乳

福島県で定期的に検査を実施。

ただし、適切な飼養管理が行われていることを確認し、出荷制限が解除されてから3年を経過した区域で生産された原乳のみを取り扱っており、かつ、直近3年間の検査が全て基準値1/2以下であるクラステーション等を除く。

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（2021年3月26日）より作成

農林水産省

牛肉については、4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）で全戸検査を実施することとされています。ただし、飼料の流通・利用の自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置がとられていること等、適切な飼養管理を実施していることを自治体を確認した農家については、検査を要しません。

また、福島県では、乳についても定期的に検査が実施されています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2022年3月31日